

議案第 29 号

財産の無償譲渡について

下記の財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 無償譲渡する財産

(1) 建 物

所 在 狭山市大字水野字本堀 1 2 4 6 番地 7  
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建  
延 床 面 積 8 0 1 平方メートル

(2) 工 作 物 一式

2 評 価 額 4 0, 4 8 0, 0 0 0 円

3 譲 渡 の 相 手 方 狭山市大字水野 1 2 4 6 番地 7  
社会福祉法人秋草福社会  
理事長 秋 草 征 志

平成 31 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

安定的かつ良質な保育の実施を図るため、保育園として貸与している旧入曾幼稚園園舎等を無償譲渡したいので、この案を提出するものである。